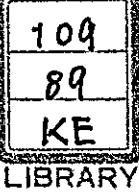


資料

2

カンボディアの漁業法

海外技術協力事業団
開発調査部



國際協力事業団	
受入 月日	84. 3. 16
登録No.	00610

PE-204.

4.4

K

Cambodia 王国の淡水漁業を規制する

56年4月23日の第87号—N.S.法

(発布命令略ス)

第一章

河川漁業の領域並に漁業部の組織権限

第1条 漁業法は下記の河川漁業領域内で国家の利益の為に適用せられる。

- 1° 総ての河川、運河、側溝で舟筏及びその陳列航行、浮上でき、且つ國及びその受權者が維持保存を担当するものの内
- 2° 航行、浮上し得る河川から引水する分岐水路及び溝渠で、常時、漁舟に依りて自由に通行、進入し得るもの内
- 3° 國家に屬する湖及びbens内

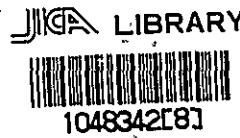
第2条 カンボディア國に河川漁業部を設ける。

第3条 漁業局(Le Service National des Peches)は治水、森林、狩獵局に属する。

漁業部の統轄は經濟大臣の指揮下に在る、治水、森林、狩獵漁業局長に委任する。

第4条 漁業部の主たる権限は次の如し

- 河川漁業領域の構成、範囲確定、等級決定、保守
- 浸水林の保守、改良及びその伐採
- 再植林の範囲の決定、草木の復興、魚類の繁殖、魚類資源の發達の為に行うべき工事
- 漁類養殖
- 漁具、漁業資材、国内水路網の動植物の調査
- 漁業に関する技術上、科学上の研究並に水領坡に由來する食料品、工業用品の研究、調査
- 賃貸すべき漁区の規準、賃貸入札条件書の調製
- 企画的、手職的、家族的漁業の施業の監督、統制
- 水產品及び其残物の流通の統制
- 漁具使用料の規準
- 漁業法規の適用、違反抑止、犯罪の訴追



第 2 章

漁業制度

第5条 下記漁業領域は漁業制度に従い、本法規の規定に照して管理せらる。

- 1° 管轄漁区 (le domaine piscicole classé)
- 2° 保護漁区 (le domaine piscicole protégé)

第6条 家族漁業又は手職漁業が凡て禁止の場所は管轄漁区に属し、その内訳次の如し。

- 1° 貸貸に予定する場所
- 2° 保護、試験の為の保留漁区
- 3° 浸水林

第7条 前条の部類の何れにも属しない漁獲場所は保護漁業領域に属する。

第 3 章

管轄漁業領域

第 1 節 類 別

第8条 貸貸契約期間、当該貸借人のみが漁期に施業する権利を有する場所を貸貸漁場と謂う。

第9条 保護漁区とするもの次の如し

- a) 魚類の繁殖に充てる水域にして該区にては凡ての漁獲を禁ず。
- b) 繁殖又は漁獲法の改良の目的を以て漁業部が試験を行う水域

第10条 浸水林とするものは定期的に冠水する森林地にして、其存在が魚族の繁殖、攝餌に必要なもの。

第11条 貸貸予定箇所及び保護漁区の部類別に関する手続きは次の如し

- a) 貸貸すべき箇所は毎年貸貸予定漁区の規準によりて決定する。規準表の承認があれば漁区区分は効力を発す。
- b) 保護漁区及び浸水林漁区区分の案は毎年漁業部が憑換図面を添えて予定境界を正確に画定する。此の案は満30日間掲示に依て関係住民に告知する。

掲示な当該関係州の州庁所在地、関係漁区内、予定保護漁区の隣接漁区内に貼出す

掲示及び公告の為の許可証は、此種手続実行の証明の責任を有する漁業部に於て交付する。

掲示の期間後30日を経て、国家経済大臣は治水、森林、狩獵、漁業局長の申出でにより、

類別委員会の召集を命令する。

この委員会は保護区の境界を定め、住民の異議申立てを審査して決定案を提出する為に現地を巡回する。

委員会の編成は次の如し

州長 委員長

漁業監督署長	1人	委員
農務部の官吏	1人	
治水森林部の官吏	1人	
関係各漁区代表	1人	

委員会の議事進行に就ては略図及び懇親図面を附けた議事録を調製して、委員長は之を森林局長に提出し、該局長は之に決定案を添えて国家経済大臣に送達する。

此時、保護区の部類別案は内閣會議に送附する。

第12条 1地方の漁区部類別は次の如く行う

- a) 貸貸予定箇所に就ては国家経済大臣の漁区貸規準表承認に依りて、
- b) 保護漁区及び浸水林に就ては

カンボディア国官報に発表するこの告示は掲示を以て、境界内に保護漁区を包含する市町村、その隣接林に告知する。

漁区部類別の告示後の月内に漁業部は保護漁区の図面を作製し、州庁所在地に掲示する。

第13条 1つの保護区の全部に亘るか又は部分的の部類区分は、等しく本法規第11、12条で漁区部類区分決定に関して定めた手続と同様の部類変更の手続を経て、告示に依りて行う。

第二節 施業

第14条 管轄漁区内に於ては一切の無規制漁獲を禁ずる。

- A. 貸せる箇所では毎年、漁業部の申出に依り、条件書に依て定める期日に、規制漁獲を許す。
- B. 保護並に試験の為の保護漁区内では年一切の漁獲を禁止する。但し本法規の第9条のb項に示した規定に基く適用制限の場合は此の限りでない。

第15条 貸貸区域の漁区は毎漁期末に、治水森林狩獵漁業局長の調製する「規準表」の対象とする。

第16条 次年度に貸せんとする漁区の「規準表」は国家経済大臣の承認を受けるを要する。

第17条 貸貸箇所の施業は「条件書範式」及び各漁区の各個の条件書の条文に従て行う。条件書は毎年国家経済大臣の査証を受け財政大臣の承認を得るものとする。各別条件書は特に各区に対し

て要求する基本価格並に仮保証金及び本保証金を示さねばならぬ。

第 3 節 漁区の競売入札

第18条 本章第4節に定める場合を除くの外、総て漁区賃貸は管轄領域内では「公開入れ」又は「見積書提出」の方法に依てのみ行う。此の「競争入れ」及び「見積書提出」は少くも30日の餘裕を以てカンボディア国官報に公告し、かつPhnom-Penh, 各州府所在地、賃貸漁区現地、及び所在地の内、隣接漁区内、農商會議所の事務所に貼出す掲示に依って一般に告知する。

第19条 公告並に掲示は賃貸に附する場所、日時、事務局を構成する官吏、漁区の位置、種類、面積、その基本価格（最低価格の意）並に要求される仮及び本保証金を示す。

掲示は森林局長の承認を経て、其の要請に依て貼出す。

公告及び掲示の証明書は此等手続の実行の正当なことを証明する資を負う漁業部に於て交付する。

第20条 次の行為は不正と認め、無効とする。第15条、第16条に定めた公告及び掲示を行わなかったか、又は公告、掲示に賃貸施行の該事務に指定したもの以外の場所時日に於て行われた公開入札又は、見積書提出に依る漁区賃貸。

第21条 第18条、第19条に違反するものは本法規第8章の「漁業に関して適用する訴訟手続及び刑罰」に定めた規定に従て処罪せられる。

第22条 入札施行間に、その施行の方法の効力に就て生起することあるべき異議の一切は入札次第書に記入して、事務局は解決案を具申して経済大臣及び財政大臣の承認を求める。

第23条 公開入札に於て、又満足すべき見積の無い為に、1又は数漁区に落札者を得ない場合は、事務局は即時に「此等漁区が少くも20日の期限後に再開する入札会に於て同条件を以て再入札に附せられる」旨を決定することができる。再入札の日時は第18条及び第20条の適用除外として委員長は事務局と合意の上で告知し、入札次第書に記載する。

所要の公告を行うことは、競売入札事務局議長の責任とする。

第24条 1° 公開入札及び見積書提出は州府所在地に於て行う。

2° 入札委員事務局の構成は次の如くする。

州の首長たる知事………議長
財政大臣の代理
森林局長又は其の代理 } ……委員

州の税務局長」

漁業監督局長………決議権を有する書記

第25条 次の者は何等の名義に於ても直接又は仲介人に依て又は組合又は保証の主要当事者として、入札又は見積書提出に参加することを得ない。

1° 治水、森林、狩猟、漁業部の総ての吏員及び王国の総ての公務員。

2° 森林局吏員が職務執行する領土の全域に居住する該局員の両親、その直系の姻戚、兄弟、義兄弟、伯叔父及び甥。

上の禁止規定に違反するものは漁業に関する訴訟手続及び適用すべき刑罰及び一切の損害賠償に該当する本法規第8章の規定に照して処分する。

本条の規定に違反して行われた入札又は見積書提出は無効とする。

第26条 あらゆる秘密の組合、漁業者又は其他の者の間に行われる一切の策謀で入札を妨害し、又は混乱せしめることを企てるものは、一切の損害賠償とは別に本法規第8章の規定の適用を受ける。而して入札が該秘密組合又は上記策謀の利益に於て行われた場合は其入札は効力無きことを言渡す。

第27条 何等の委託申出も採用せられない。

第28条 1° 公開入札又は見積書提出に依り漁区の貸借参加を希望する者は凡て國庫に現金を以て仮保証金を納入しなければならぬ。その金額は第18条、第19条に記した公告及び掲示中に示す。

2° 仮保証金の納入を証する領収書、其他一切の必要書類は入札会開始前に公入札事務局に提示するか又は入札見積書に添えて提出しなければならぬ。之に違うものは入札に加わることを禁止するか、又は見積を除外する。

3° 入札は凡て経済大臣の査証と財政大臣の承認を経て始めて確定する。

除外せられた競争者の仮保証金は、入札委員会議長が即時に与える取消書一覧を以て本人に返還せられる。

第29条 落札人は条件書に定めた条件を以て所定の本保証金を納入しなければならぬ。此の保証金は契約の良好な実行の保障に充てるものである。

第30条 1° 落札者又は採用見積書の提出者が入札会後15日以内に入札会次第書又は見積募集次第書に署名しなければ財政大臣は其失格を申渡し。同時に供託した保証金の没収を宣告する。

2° 次で上に定めた形を以て、落札者を得なかつた漁区の再入札を行う。

3° 失格した落札者は損害賠償として、自己の入札価格と再売価格との差額の100分の20を

支払わなければならぬ。超過額あるも之を請求することはできない。

第31条 入札者又は見積書提出者は、入札又は見積書応募の際、入札委員会開催場所に住所を選定しなければならぬ。之を怠るとときは爾後の文書は州長の事務所内に於ては伝達せられる。

第 4 節 隨意契約に依る漁区賃貸

第32条 上の第18条の一般規定の適用除外として経済大臣は治水、森林、狩猟、漁業局長の請求に依て次の件を提案することができる。

A. 次の場合、全漁区の随意契約に依り漁区賃貸を行うこと。

1) 当該漁区が競争入札又は見積書募集に依りて売れ残ったとき。

2) 借りの貸借人に代り其の者の危険に於て、当該漁区を利用せしめんとするとき

3) 緊急を要する理由に依り、又は不測の事情に依り競争入札又は見積書募集の手続による時日の遅延を許さないとき

4) 漁区が試験又は研究の目的を以て開発に供せられるとき。

此種随意契約は財政大臣の承認を受けることを要する。

B. 試験の目的を以てする。直接管理又は監督管理による全漁区の開発。

此種の提案、管理条件、管理者の指定、漁獲物の販売様式、販売に依て得た金額の徴収方式は予め財政大臣の承認を要する。

第 5 節 開 拓

第33条 首輔漁業領域内では一切の開拓を禁ずる。

第34条 前条の適用除外として、漁業部は浸水林の所有者をして若干の樹木の枝卸しを行なわしめる特別措置を取ることができる。

第35条 住民及び耕作者は最低水位の水際から少くも幅20米に至る迄、沿岸産卵場を尊重しなければならない。

第36条 上記地内に於ける開拓の主謀者は漁業に関する訴訟手続及び適用刑罰を定めた本法へ第8章に照して処罰する。

第 4 章

保 護 漁 業 領 域

第37条 保護漁業領域内では二種類の漁業の外、行うことを許さない。即ち「家族漁業」と「漁業」とする。

第38条 家族漁業は専ら家族の食料を給するもので、保護自由漁業領域内で全年間を通じて、而して本法第6条の適用除外によって、賃貸漁業領域の閉鎖期間にも之を行なうことができる。

第39条 家族漁業の為には本法附属書其1に列挙する漁具に限り使用を許し、其員数は厳に各家庭の需要に応ずるに足るものに限る。

漁業は本法附属書其2に列挙する漁具に依て実施する漁業で漁獲物は之を商用に供することができる。

第40条 一切の新漁具又は新方式で、本法附屬書第1、第2の名称表に挙げないものは使用前に予め漁業部の具申に依て経済大臣の承認を得なければならぬ。違反するものは法律の許さざる禁止漁具、漁法と認定せらる。

第41条 漁業は開期間に限り保護漁業領域に於てのみ実施することができる。

漁獲は毎年次の如く許可せらる。

1° quatre-bras の緯度より北側の地区では 10月1日から 5月31日迄。

2° quatre-bras の緯度より南の地区では 11月1日から 6月30日迄。

第42条 使用漁具に対する規定の賦課金（使用料）を予納しない者は何人と雖も漁業を営むことはできない。此の使用料は毎年9月1日迄に、経済大臣の提案に基き、財政大臣が定める。

第43条 漁業を営むとする漁業者は總て毎年9月1日迄に、自ら使用しようとする漁具（予備品を含む）を希望する漁獲区域所轄の漁業監督署に申告しなければならぬ。

第44条 漁業部は毎年、関係地方官庁と連絡の上、漁具類に対して徴収すべき賦課金の標準を定める。漁業部の定める此の賦課金表は経済大臣の査定を経て財政大臣がその施行を命ずる。

第45条 1° 漁業監督署長は管轄全域内で関係漁業者に当人が支払うべき賦課金の額、並に納入を行ひべき公金庫を指定する仮取納票を交付する。此の金庫は通常漁業者の住所に最も接近した金庫とする。

公金庫が遠隔の場合は、財政大臣は漁業部の若干吏員に漁具使用料の徴収金額を収納する資格を附与することができる。

2° 仮取納票の交付から10日の期限内に支払いを行わなければならない。

第46条 賦課金の支払は一連番号を附した領収書の交付に依て証明せられ、漁業監督署長は該領収書の提示によりて漁業者の氏名、許可漁具（様式、型、数）、許可場所、許可の有効期限を示した漁業許可証を交付する。

領収書は仮取組票の交付から10日以内に提示しなければならぬ。此の期限後10日以内に於ては遅滞漁業者は領収書金額の100分1に相当する罰金を課する。此の罰金は経済大臣が査定し、財政大臣が施行を命ずる。特別賦課金表によりて証明する。此の第2の期限を越えれば本法への第8章に定めた刑罰を課する。

第47条 漁業に関する一般規定の外、次の漁獲法に就て特別規定を設ける。

1° 小エビ網 漁業者は9月1日迄に所轄漁業監督署に次の件を申告しなければならぬ。

1. 網の配置方法

2. 網の尺度

3. 予定位置

最近接の網及び類似の漁具から少くも500mの間隔ある如く許可を与えねばならぬ。

同じ位置に対して数多の願出がある場合には、出願者が他の場所に就て既に小エビ網の許可を受けて居ない限り、願出日附の最先のもののみに許可する。

2° Lops 各種尺度、各様の称呼の lops で、側方に20mを超える網代を有するものは時期と場所の如何を問わず禁止する。

大湖中及び其周囲の浸水林中では3月、4月、5月以外はlopを用いることを絶対に禁止する。側方に網代を伴わざるものと雖も同様である。

Na lop は如何なる季節に於ても之を厳禁する。

3° "Day"漁業—"Day"と称する網による漁獲は漁業領域に於ては常時禁止する。

上記禁止の除外例としてTonle-Sap内では毎年、経済大臣に依り、"Day"漁業を許可することを得る。

此の場合次の件を明示する。

a. 此の許可を与える時期

b. Tonle-Sap中、此の漁法を許す区域

c. 渔区の正確な位置

d. 渔区毎の Day の数

"Day"の賃貸は競争入札又は見積書募集又は随意契約によりて行う。

此の漁法による施業の条件書は漁業部が作製し、経済大臣の査定を経て財政大臣が認可する。

漁区の入れに関する第3節諸条の規定は“Day”の賃貸に就ても適用する。

第 5 章

漁業に関する違反並に犯罪の検証

第48条 下記の者は委任を受けた全地域に於て、漁業に関する犯罪並に違反を捜査し且つ調査にて依て検証する資格を有する。

- 1° 森林、治水、漁業、狩猟部の宣誓した吏員
- 2° 司法警察官吏

第49条 第48条に掲げた官吏は不正手段にて漁業領域から略取した一切の生産物、犯罪行為にて用いた資材、器具、違法の物品の運搬に使用した資材、動物を押収することができる。

此等の官吏は、略取の場合には生産物が移動せられ、又は運搬せられた場所に至る迄、追跡するものとする。

その境域内で犯罪が検証せられた漁区の役職者は監視を依託せられた資材、器具動物に就て金銭的の責を負うもので、之が受領を拒むときは、此の拒絶を申出る者に対して第187条に定めた罰金を課する。

前記の吏員は凡ゆる漁業の場所、施設に立入って監視を行うことができる。

此等の吏員は刑法に定めた「住居侵入の罪」にて触れることなく、家屋、建物、庭内、圍塀内に立入ることができる。

此等の者は「漁舟」生贋舟、貨物自動車、小型車輛で魚を運搬する者を、進行中又は停止中に検問することができる。

漁業部の吏員は税関吏、税務官にて課せられたものと同じ条件を以て舟艇、船舶上臨検、没収の権限を有する。

第50条 第48条に掲げた吏員は身分を確知することを得ない犯罪者はすべて管轄の裁判長の許にて連行する。

第51条 第48条に掲げた吏員は、漁業に関する犯罪、違反の抑止の為、並に禁止漁具、犯罪にて漁獲し、密売した品物を捜査、押収する為警察力を請求することができる。

第52条 宣誓していない漁業部吏員も亦漁業に関して犯罪を検証することができる。

若し近傍に宣誓した漁業部吏員又は司法警察官が居れば、未宣誓漁業部吏員は犯罪者及び犯罪の対象物を確認した後、犯罪の検証を依頼するものとする。

第48条に定めた官吏の1人が過度に遠隔して駐在するときは、未宣誓漁業部吏員は、仮に犯罪の物品を自ら押収して之を上記の違反の行われた場所の属する村の役職者に依託し、犯人は逮捕して、報告書を添えて第48条の官吏の許に連行して之を引渡す。此の報告書は此の官吏が犯罪調査を作製する基礎とするものとす。

第53条 第48条の吏員は自ら書くか又は書かしめた該調書に、最大限4日以内に署名しなければならぬ。自ら書いた場合は之が確認を要しない。

何等かの支障に依り、第48条に定めた官吏の1人が調書に署名したのみであるときは、その調書は確認を受け、尚此の手続を記載しなければならない。此の記載を欠くときは調書は無効である。

上の確認は（調書作製）終結後3日以内に管轄裁判所長の面前で行われるを要する。

第54条 調書が押収に関するときは調書は押収の詳細を示し、漏れなく押収品の記載を行うことを要する。

総て調書が未知である時はその抜萃を作製し、之を満30日の期間、裁判所の門前及び押収の行われた州の知事公舎の門前に提示し、所有者をして返還請求を行うことを得しめる。

第55条 禁止品として押収せられた漁具は何等の場合にも、保証を立てて返還することを得ない。

此等の品は書記課（裁判所の）に収蔵して判決に至るまで保管し其後に破棄するものとする。

第56条 犯罪を理由として押収せられた魚は猶豫なく売立てる。売立てが州庁所在地で行われる場合は、所管裁判長の命令に依て、其他の場所で行われる場合は、Chauveys rock の許可を受けて行う。

此等の命令又は許可は押収を行った吏員又は官吏の請求と、法規に従って作製した調書の提示に依て交付する。

如何なる場合にも売立ては財政大臣の代表者の立会の下に行わねばならぬ。

本条规定の適用除外として州庁所在地又はSrok の遠隔の場合か、又は押収した魚の量が少いときは、生魚は水中に放ち、其旨を調書に記載する。

第57条 所轄裁判長は事件本人の請求があれば禁止漁具及び魚を除いて、差押え費用の支払い、及び調書作製吏員の見積りに依る押収品価格に相応する現金保証の納入に依て、押収物品の仮解除を行うことができる。此場合、当該裁判長は検察官を経て、州知事に押収解除証書を送達し、州知事は証書を審査の上、即時に押収品を解除せしめる。

第58条 押収した魚介は密養場に入れ置き、而して移動費及び密養税の支払に応じて原所有者に返還する。1月を経過するも返還請求が無いときは、有権者に代りて、且つ行政庁の請求により

て売立る。

移動、蓄養、売立の経費は売却の収益より先取りし、その有権者に償還する。残金は終審に於て調書上に命令せられる迄は供託所に収納する。

所有者は裁判に依て返還が命令せられる場合も、売立ての純益から諸経費を差引いた金額の外は返還を受けることができない。

第59条 漁業に関する犯罪及び違反を検証する調書は一通の元本を調整し、二通の副本と共に順序を経て森林局長に送達し、該局長は、訴追の場合之を検事局に移牒するの責に任ずる。

第60条 第48条、第52条に定める官公吏は、職務執行に方り自ら犯した越權、過失に依り國家、団体、個人に損害を与えた場合は本人が金銭的に責を負うものである。

第六章

漁業に関する違反並に犯罪の訴追

第61条 1° 漁業上の行為の故に犯罪の代價として行われる一切の訴追は總て之を始審裁判所(Sala Dambawng)に提訴するものとする。

2° 漁業部は始審裁判所及び控訴院(Sala-Cutor)に対しては、經濟大臣の命令に依り指定する同部の官吏に依りて代表せらる。

3° 始審裁判所は漁業部の名に於て此種の場合に適用し得る刑事訴訟法所定の形式を以て、その規定に従って發せられた召喚状に依て事件を受理する。

4° 犯人が逃走中である為、及び何等の没収をも宣告できない為に、何等の刑罰をも適用できない場合は、民事上の責任ある人格に対する、特に村に対する損害賠償の訴えは、漁業部より民事裁判所に提起する。

此の場合及び犯人が逮捕し得る状態に在らざる場合は、村としての団体の責任を相手取るとができれば、起訴せんとする官公庁は、相手の村の属する州知事と協議し、行政上の訴訟手続に適合することを要する。

訴訟の機宜に関して意見の相違ある時は經濟大臣の裁決に従う。

第62条 召喚状は検証調書の副本を包含し、確認書あるときは其の副本をも包含しなければならない。此等を欠くときは召喚状の効力を有しない。

第63条 召喚は調書の終結日から3月以内に、而して犯人拘引の場合は遅くも1月以内に行わねばならぬ。

第64条 漁業に関する訴訟に於ては、「治水、森林、狩猟、漁業部」の吏員は一切の検証及び令状送達を行うことを得るも、有体動産に対する強制執行を行うことはできない。

此種行為に対する報酬は、執達吏に対する慣行の税率に従て課税せられる。

第65条 漁業に関する違反及び犯罪は検証調書に依て、調書を欠くか其不十分の場合は証人に依り立証する。

第66条 第48条に定めた官吏の作製した調書は、其等官吏自らの検証した違反に関する有形事実の偽造の申立録取に至る迄も之を立証する。

第52条に挙げた吏員の報告に基づいて作製せられた調書は、第48条に掲げた官吏が正式に検証した有形事実の外は、偽造の申立録取迄立証しない。第52条に定めた吏員が検証した事実に就ては、反対の証拠迄しか之を採用しない。

第67条 偽造の申立てに至る迄の信憑性を有しない調書は、合法のあらゆる立証手段を以て之を確証し、又反駁することができる。

第68条 調書に対して、偽造の申立てを行わんと欲する被告人は召喚状に示された審理前に本人自ら、又は特別代理人に依て管轄裁判所の書記課に其の意志表示を書状に依て行うことを要する。

該聲明は裁判所書記が之を受付る。声明書には被告人又は其代理人が署名し、被告が署名を行うことを知らないか又は能わないとときは、其旨の特別記入を為す。

審問に依て指定した日に、裁判所は申立証書を与え、且つ少くも3日、多くも8日の期限を定め、その間に被告は虚偽とする理由、希望する証人の氏名、資格、住所を書記課に寄託しなければならない。

此の期限後に於て、新たな召喚を要せずして裁判所は、虚偽の理由が調書の効力を破るに足るときは之を採用して、法律に従って偽造に関する起訴する。

然らざる場合、又は被告が上に定めた総ての手続を遂行しなかった場合は裁判所は、虚偽の理由を採用することを得ない旨を宣し、公判に於て之を無視する事を命令する。

第69条 欠席判決を受けた被告は、尙法の許す期限までは、偽造を申立てて公判に出廷を求めて抗告することができる。

第70条 一通の調書が数人の被告に対して作られたもので、その中の一人又は若干人のみが偽造を申立する時も、その調書は尙其他の被告に関しては証明の効力を有する。但し偽造の申立ての及ぶ事実が不可分でなく、他の被告に共通するものに非る限りに於てである。

第71条 犯罪、違反に対する訴訟に於て被告が所有権、又は他の物権を主張するときは、訴を受けた裁判所は次の規定に従て附帯事件を裁決する。

先決的抗弁が採用せられるのは、その先決的抗弁が明白な権原に基づくか、又は被告に相当にして其一身に関し、且つ本人が正確に列挙する所有の事実に立脚し且つ提出証書、又は列挙の事実が主務官庁の認める所となつた場合に於ても、それが訴追の根拠たる事実の犯罪、違反たる性質を奪うに足る場合に限る。

民事差廻しの場合に於ては、判決は短い期限を定めて、先決問題を提起した当事者が其間に担当判事に係争の審理を求めて相違を必ず立証せしめる。其立証が不可能の場合はその係争は無視せられる。但し敗訴の判決の場合は、禁錮の言渡しあるも、その執行猶豫せられ、且つ罰金返却及び損害賠償の金額は国庫の特別会計に納入して、権利の所属を採決する裁判所の命令する人に交付せしめる。

第72条 治水、森林、狩猟、漁業局長は該局の名に於て検事局と共同して第1審の判決に対して控訴を提起し、普通法の期限内に確定判決に対して上訴することができる。

第73条 第1審判決及び控訴審、上告審の判決に対する此の権限により森林、治水、狩猟、漁業局長に与えられる権能は、法に依て検事局に与えられた同じ権能とは独立のものであり、検事局が森林局長が、第1審、第2審、上告審の判決に服せる時に於ても尙、其権利を行使することができる。

第74条 漁業に関する犯行及び違反に対する訴権は、被告が検証調書中に指名され、ある時は犯行及び違反が検証されてから3月を以て時効消滅する。

然らざる場合は時効期限は同じ日から6ヶ月とする。

第75条 前条の規定は漁業部吏員が、その職務の執行中に惹起した犯罪及び汚職罪には適用しない。此等の官吏及び其共犯者に対する時効期限は刑事上、普通法に定めるものに同じ。

第76条 犯罪の訴追、欠席、異議、第1、2審、上告審判決に関する刑事訴訟法の規定は、第5、第6章に依る変更を除いて、本法規に明記する犯罪の追求に準用する。

第77条 漁区賃借人、河川沿岸の土地所有者に損害を及ぼす犯罪は、行政官庁が承認し且つ宣誓した彼等の監守人が検証することを得る。

第78条 上記監守人の調整した検証調書は反対の証明なき限り、証明力を有する。

第79条 訴追及び訴権は関係当事者の名に於て、且つ其の請求に依りて行使せられる。

第80条 本法規の第48、49、50、51、52、53、54、55、59、60、71、74、76条の規定は、漁区賃借人の犯罪に依て損害を受ける個人の名に於て、且つ其の利益の為に行使せられる訴追に適用する。

第 7 章

漁業に関する和解

第81条 治水、森林、狩獵、漁業管理庁は終局判決の前には、漁業に関する犯罪及違反の訴追に就て和解することができる。終局判決の後には和解は金銭的刑罰及び賠償に及び得るに過ぎない。

第82条 調書が和解の申入れの余地を与える時は州内に在る漁業部の代表者は此の申入れを森林局長に伝達する。

第83条 行政官庁の請求に依て検証せられた犯罪及び違反の訴追に就ての和解は次の者の承認を得て確定する。

1° 禁錮刑の招かないとき及び、招いた、又は言渡された罰金の総額が時に依り罰金の元金の増額、附加税、民事上の賠償を含む)が2万ピヤストル以上とならないときは森林局長の;

2° 金額が2万ピヤストルを超え、25万ピヤストルを超えないときは、経済大臣の;

3° 金額が25万ピヤストルを超える時は閣議の勧告に従って国家元首の;

第84条 和解を許す判決は直ちに、順序を経て漁業部吏員又は調書作製者たる吏員に送達し、此等の吏員は遅滞なく和解金の納入を許す二通の仮収納票を作製し、その一通は違反人に送達して和解の通告に代える。他の一通は収納を行うべき国庫の会計に送附する。この仮収納票は1月以内の支払期限を定める。

第85条 前条に依て定めた期限の満了後5日以内に、徵収担当の吏員は仮収納票を交付した吏員に、当該犯人が課せられた金額を納付したか否かを通知する。

第86条 納付の無いときは森林局長は訴追を無視して進む為に必要な処置を為す。

第87条 和解の判決は前諸条に依て定めた形式によつて行われるを以て、調書の伝達後に於て、判決前に和解を得る為に行う申請は、調書作製者たる吏員を経て森林局長に送達し、同局長は検事局に通報する。

第88条 罰金刑の判決後に於ては、申請に依る和解の判決は之を違反人に通告し、且つ“登記並に所有地事務所長”及び関係州知事に移牒する。

第89条 漁業部吏員に依る、和解に関する仮収納票の送達には、召喚及び伝達の為の報酬を執達吏に与えなければならぬ。

第90条 民事上の責任あることを宣告せられた者は、犯人と協同して和解することを求められることがある。和解は此等の人の承諾が無ければ、此等に対抗することができない。和解金額の完済が無い場合は民事上の責任者は有罪判決の後でなければ支払の強制を受けることはない。

第 8 章

漁業に関する刑罰及び処刑

第91条 次の場合は常に刑罰は倍加せられる：

- 1° 再犯の場合、即ち前12ヶ月間に犯人又は違反人が漁業犯罪の故に新犯行又は違反が行われた時に既に確定した判決に依り処刑されている場合。
- 2° 犯罪が夜間に行われたとき。
- 3° 犯罪が保留領域、又は浸水林で行われた場合。

第92条 判決に依り損害賠償の給付を命ずべきすべての場合には、損害賠償は裁判の宣告による単納な罰金に比して低額なるを得ない。

第93条 犯行に依て沿岸の小作人及び地主に損害を与えたときは、損害賠償は此等の被害者に帰属する。但し犯行が一般の利益を害して此等の者自身に依て行われたときは、その損害は国家に帰属する。

罰金と損害賠償は常に国家に帰属する。

第94条 犯意の有無に拘わらず警察犯を構成する漁業犯は善意に依て宥恕することはできない。

第95条 夫、父、母、後見人、小作人並に綿ての所有主、職長及び委託者は其妻、未成年の子、同居するか又は未婚の被後見人、取工、舟子及び他の一切の従属者を犯した漁業に関する犯罪に対して、当然の請求を為さざる限り、民法上の責任を負う。

此の責任は民法の規定に従って処理せられる。此の責任は損害賠償及び経費に迄拡張せられるが、民事拘束に至ることはない。

第96条 犯罪に依て漁獲した漁業領域の生産物の取得者又は隠匿者は、自己の善意を立証するに非れば、而して一般に特定の犯罪の綿ての共犯者は、主謀者と同様の刑を以て罰せられる。

第97条 第91条に定めた加重情状の1又は数件の犯罪が同一調書に依て証明せられる場合に於ては、禁錮に該当する証換書類物件の場合と雖も併合刑を適用する。

第98条 禁漁期間に漁業に従事する者は何人と雖も200～600リエルの罰金を処する。第91条に定めた情状の何れかの場合は5～15日の禁錮の刑を申渡すことができる。

本条の規定は家庭漁業には適用しない。

第99条 如何なる河川、湖沼、運河、細流であっても、法の許さない漁法、漁具の何れかを用いる者は150～700リエルの罰金を課する。

犯罪が魚類産卵期間、又は第91条の何れかの場合に行われる時は10～20日禁錮に処す

る。

第100条 法の許さない漁具を自己の住居外で携帯するか又は所持するときは50～500の罰金及び漁具の没収に処する。但し此等の漁具が國の漁業領域と連絡の無い私有の池又は貯水池内の渓流に用いられる場合を除く。

第101条 灰燼中に播種する目的を以て、浸水林の一部の火事を挑発したことを認める者は1～3月の禁錮及び開墾した面積のヘクタール、又は其未満毎に40～500リエルの罰金に処する。
当該地域内に畑火事が行われた村の当局は一切の民事賠償、特に損害賠償の支払責任を有する。
畑火事を阻止することができなかつたことを証明する時は此の限りでない。

第102条 浸水林中に火災を惹起せる者は次の如く処罰する。

- 1° 此の火災が故意のものであったときは1,000～10,000リエルの罰金、並に1～5年の禁錮に処する。
- 2° 意志に基かない火災の場合は100～1,000リエルの罰金を課する。
当該地域内に火災の証明せられた村の当局者は、火災を阻止できなかつたこと、並に其の被害を制限する一切の処置を講じたことを証明し得るのでなければ、一切の民事賠償、特に損害賠償の支払に就て責任を負わねばならぬ。

第103条 許可を得ない開墾の主謀者は、開墾面積1ヘクタール若くは其未満毎に500リエルの罰金に処する。

漁業部に報告することなく、不許可の開墾を放任した村当局は、一切の民事賠償、特に損害賠償の支払に就て責任を負わねばならぬ。

第104条 凡て浸水林の所有者たる個人で、行政官庁の許可を得ることなく樹木を伐採し、又は開墾した者は、開墾1ヘクタール、又は未満に就て40～1,000リエルの罰金を以て罰する。

第105条 第101、102、103、104条の犯行を対象とする訴権は3年を以て時効消滅する。

第106条 本法規の第101、102、103、104条に掲げたものの外、の一切の森林犯は森林法規に定めた刑に処する。

第107条 村の役職者にして第49条の規定に違反した者は200リエルの罰金に処する。

生産物の失失の場合は村の役職者は押収調書に記載せられた見積に依る其価格の支払の責に任じなければならぬ。但し故意の横領の場合に於ける刑法所定の刑罰の適用を妨げない。

村の当局者は第48条に示した吏員が法規に従って協力を求める者に対して、之を拒否した場合は100～200リエルの罰金に処せられる。

第108条 魚類を酔わせ或いは死滅せしめる性質の餌料となる薬品を水中に投じた者は 100 ~ 500 リエルの罰金と 1 ~ 3 月の禁錮に処する。

爆発物又は他の同性質の品を用いた者は 500 ~ 2,000 リエルの罰金と 3 月 ~ 1 年の禁錮に処する。

第109条 試験用又は繁殖用の保留区で漁獲を行う者は 300 ~ 600 リエルの罰金を課せられる。

産卵期又は第 91 条の情況の場合には 10 ~ 30 日の禁錮に処する。

第110条 簿垣、或いは他の方法で試験及び繁殖用区域並に賃貸しない場所を囲繞した者は 200 ~ 1,000 リエルの罰金に処する。

再犯の場合は 10 ~ 30 日の禁錮に処する。

第111条 何人と雖、魚の卵、白子又は稚魚を漁獲し、行商し又は販売に附した者は 50 ~ 600 リエルの罰金に処する。

第 91 条の情況の何れかの場合には、10 ~ 30 日の禁錮の刑に処する。

如何なる場合と雖、違法の品は之を没収して破棄する。

上の規定の適用除外として、森林局長は養殖に充てるナマズ類の稚魚の漁獲を許可することができる。

第112条 Chnoc-Trou の経度の東に "Tuk-Tia" の簾巻き漁業を、又は 10 ヘクタール未満の簾巻き漁業を大湖上に設置した者。

"Luk-Bink" を制止し、定着せしめて、河川中に魚の生資（養殖所）を設けた者は、簾巻き漁業の又は Luk-Bink の毎ヘクタール、又は未満毎に、又は小型簾巻き漁業一箇所毎に 300 ~ 3,000 リエルの罰金を課する。

再犯の場合は 1 ~ 3 月の禁錮刑に処する。

第113条 何人にも許可を得ないで "ダイ" 網を用いて漁獲する者は 300 ~ 2,000 リエルの罰金及び 5 ~ 15 日の禁錮に処する。

第114条 側方に網代を備えた「やな」を用いた者は 100 ~ 1,500 リエルの罰金と 5 ~ 15 日の禁錮に処する。

産卵期又は第 91 条に示した情況中の何れかの場合には 15 ~ 45 日の禁錮の刑に処する。

第114条の適用除外として、長さ 4.5 m を超えない側方の網代ある魚梁は 3 月、4 月及び 5 月中大湖中で、而して開漁の全期間中、其他の全ての揚所で、予め森林局長の許可を得て用いることができる。

第115条 水の波退、流下前に湖沼、河川、細流を横断して堰、網代、及び諸種の漁獲具を設置する者は、200～1,500リエルの罰金に処する。堰、網代、漁獲具の設置数に応じて課せられる。

産卵期又は第91条に示した情況の場合は、其外に15～45日の禁錮の刑を課する。

第116条 何人でも土堰を設け、又は堰の上流で水位を上昇せしめ得る堤防を築くことを得しめる何等かの手段で、水流を阻塞した者は300～3,000リエルの罰金と、5～15日の禁錮を以て罰する。

第117条 何人と雖、予め漁業部の許可を得ないで耕作の為に水を抑留するの用に充てる土手を設けた者、又は許可を得た者も、其土堤に漁獲の道具を設備して、堰止めた水の中で漁獲を行う者には20～200リエルの罰金を課し、再犯の場合は其上に尚5～15日の禁錮を申渡す。

第118条 新しい魚穴を堀り、又は古い穴を修理した者。

此等の穴に水が流れ返る前に其中で漁獲を行う者は共に20～200リエルの罰金を処する。

再犯の場合は5～15日の禁錮を以て罰する。

第119条 漁区賃借人にして堰堤を利用するに方りて、副次的河溝には幅7mの當時大型ボートの航行する水流には15mの通路を設けて舟筏類の自由且つ容易な通行を許す様にしなかった者は100～1,000リエルの罰金に処する。

再犯の時は10～30日の禁錮に処する。

第120条 Quatre-Bras の北の地区に就ては6月15日迄に、以南の地区では7月15日迄に漁獲設備を撤去しなかった者は100～1,000リエルの罰金を課する。

第121条 漁区賃貸の為の条件書の規定に対する違反は、総て10～400リエルの罰金と1～5日の禁錮の選択刑を以て罰する。

第122条 凡て漁業者の組合、及策謀にして競争入札を妨害し、之を混乱せしめて漁区賃貸の価格を低下せしめんと圖る者は一切の損害賠償とは独立して刑法に定める刑を適用する。而して若し競争入札が秘密組合又は上述の策謀の主謀者の利益に於て行われた時は、その入札は無効とする。

第123条 諸官吏にして、本法規又は現行の法規の定める手続と異なる手続に從て漁区賃貸を命じ、又は之を行った者は連帶的に3,000～6,000リエルの罰金に処せられ、取得者は賃貸価格に等しい罰金を課せられる。

その競売は不法のものと認め無効を宣せられる。

第124条 総て本法規の定める掲示、公告の手続を経ずして、又は掲示及び再入札次第書に示す

以外の時日、場所で行われた入札に依る一切の漁区賃貸は等しく無効と看做す。

第125条 漁業部の従事員、競争入札を指揮し、又は協力する任務のある官吏、及び賃貸漁区の生産品の買受人は夫々の職務を行使する全領域内で本人自ら、組合員又は保証として漁区の競売に参加した者は入札金額の $1/10 \sim 1/4$ の金額に該当する罰金を課せられる。

尚其上、刑法に從て課せられる禁錮及び禁治産に処せられる。

漁業部吏員が職務を行う全域に亘て、其の両親、直系の姻戚、兄弟、義兄弟、伯叔父、甥に対して、前項に示す条件を以て競売に参加した者も亦同一の罰金に処せられる。

第126条 本法規が或場合に官吏に対して課する刑罰は、此等官吏が公金費消汚職、職権乱用に対して受けるべき訴追、刑罰とは独立のものである。

官吏に向って買収を企図した事実に就て総ての犯罪者又は違反者に指向せられる訴追も亦同前である。

第 9 章 判 決 の 執 行

第127条 治水、森林、狩猟、漁業の行政部の請求、又は検事局の起訴に依て行われる漁業事犯の判決は、関係人の氏名と判決主文を内容とする単純な抄本を以て当該行政部並に被告に通達せられる。

此の通達には欠席判決の抗告並に控訴の期間の余裕を置くものとする。

第128条 漁業に関する一切の罰金の取立て登録局の収納官、又は其代理者に委託する。

此等の収納官は、漁業領域の水上に於ける犯罪、違反に対して行われた判決による損害賠償、訴訟費用の取立てをも担当する。

第129条 罰金、損害賠償および訴訟費用の支払を申渡す判決は身柄の拘束に依て執行することができ、且つ其執行は受刑者に対する単純催告から10日後に行う。

従って登録局収納官の請求により、初審裁判所検事は裁判所命令の執行に任ずる警察官吏に宛て必要な請求を発する。

第130条 罰金、他の処刑及び金銭上の賠償の故に身柄拘束の宣告を受けた者は、上記処刑の金額の支払を完了するか、又は収納官の承認する保証金を提供するか。又は州の始審裁判所にて有効性を明言せられた異議申立の場合、或は犯罪、違反を行った時迄、上記拘束の効果を受けなければならない。

第131条 併乍ら、前条の規定の適用除外として、刑の言渡を受けた者が自己の支払無能力を証明するときは、罰金及び他の金銭的刑罰が100リエルを超えない時は、留置15日後には釈放せられる。

此種の科刑が併せて100～300リエルに上るときは、留置1月後でなければ解かれないと。

上の処刑の性質の如何を問わず留置は2月以上に及ばない。

再犯のときは、留置期間は、此の事情の無い者の2倍となる。

第132条 如何なる場合と雖、拘束の手段として用ひる留置は、法律が之を課する総ての場合に受刑者に申渡される監禁とは独立のものである。

第 10 章

第133条 河川漁業領域に関する一切の件に就て、本法規に依て規定する事項に関しては、発布の時期の如何に拘わらず、これに関する一切の法規は将来の為に之を廃止する。

但し本法規以前に取得せられた権利は異議申立ある場合には、本発布以前に存在した法規に従ってこれを判断する。

第 11 章 移 行 規 定

第134条 移行措置として、而して本条の規定に相反する法律の発布を見る迄は従前の如く財政大臣は、第3章第2、3、4節及び第4章に定める漁区の開発、競争入札、随意契約による賃貸の件に関して、本法規の適用を担当する。

農業大臣は財政大臣の所管に属しない他の総ての規定の適用を担任する。

下 路

(調製より発布に至る手続としての国王以下各関係官の署名、記載)

